

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 一
- 保安林の指定 (森林整備課) 二
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 二
- 土地改良区役員の退任の届出 (同) 三
- 公聴会の開催(四件) (都市計画課) 三
- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (教育庁高校教育課) 七

告 示

○宮城県告示第六百六十二号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会

- 一 代表者の氏名 大川 昭雄
- 二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴岡四丁目二番八号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県民に対して、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を通じて、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)及び介護保険法(平成九年法律第二十三号)の制定の主旨に基づき、人間の尊厳が貴ばれ、かつ十分な保健、医療、福祉サービスが受けられる社会的機能の構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年七月八日

○宮城県告示第六百六十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十一年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十三加入区	宮城県告示第六百六十二号(漁業災害補償法)に基づく漁業協会の設立	平成二十一年六月二十九日	石巻市雄勝町雄勝字船戸神明十、二、遠藤誠、石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑二十六、四、渡辺新太郎	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	四人
宮城県第九十四加入区	宮城県告示第六百六十三号(漁業災害補償法)に基づく漁業協会の設立	平成二十一年六月二十九日	石巻市雄勝町大浜字袖石十四、阿部雄明、阿部雄明、石巻市雄勝町大浜字袖阿部四十三、二、阿部紘	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	九人

の地区のうち
袖浜及び大浜
の区域

○宮城県告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡本吉町天ヶ沢四八

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び本吉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年七月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 東 野 真 人

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
-------	-----	-----	-----

平成二十一年六月二十八日	佐藤 榮一	石巻市前谷地字大和田前三番地一	監事
平成二十一年六月二十八日	内海 勝男	石巻市広淵字窪田五十七番地	監事
平成二十一年六月二十八日	菅原 慶一	東松島市矢本字大林三十番地	監事
平成二十一年六月二十八日	佐々木 順二	遠田郡涌谷町字三軒屋敷二七十三番地	理事
平成二十一年六月二十八日	吉田 和夫	石巻市蛇田字塚寺十二番地	理事
平成二十一年六月二十八日	浅野 耕平	東松島市赤井字中二号百八十三番地	理事
平成二十一年六月二十八日	阿部 賢一	東松島市赤井字星場二百六番地二	理事
平成二十一年六月二十八日	佐々木 壽男	東松島市小松字明神下二百七番地	理事
平成二十一年六月二十八日	五野井 嘉男	東松島市大曲字塚堀百八十一番地	理事
平成二十一年六月二十八日	相澤 桂	東松島市大塩字南五十四番地一	理事
平成二十一年六月二十八日	鈴木 強	東松島市小松字上一間堀百五十五番地	理事
平成二十一年六月二十八日	渋谷 和夫	石巻市北村字十工区二十番地	理事
平成二十一年六月二十八日	齋藤 泰一	石巻市広淵字新田二十一番地	理事
平成二十一年六月二十八日	内海 功	石巻市広淵字新泉沢三百十六番地	理事
平成二十一年六月二十八日	大森 康隆	石巻市須江字糠塚前二十四番地	理事
平成二十一年六月二十八日	佐藤 勝也	石巻市和淵字一本柳二十五番地一	理事
平成二十一年六月二十八日	支倉 繁	石巻市前谷地字定川二十八番地	理事
平成二十一年六月二十八日	門間 一男	石巻市前谷地字八工区北五十六番地	理事
平成二十一年六月二十八日	伊藤 健夫	石巻市鹿又字新田町浦五番地	理事
平成二十一年六月二十八日	笹野 恵一郎	石巻市鹿又字梅木屋敷百四十一番地	理事

二 退任した者

平成二十一年六月二十七	菅原慶一	東松島市矢本字大林三十番地	監事
平成二十一年六月二十七	佐々木順二	遠田郡涌谷町字三軒屋敷二七三番地	理事
平成二十一年六月二十七	吉田和夫	石巻市蛇田字埴寺十二番地	理事
平成二十一年六月二十七	浅野耕平	東松島市赤井字中一八三番地	理事
平成二十一年六月二十七	阿部賢一	東松島市赤井字星場二六六番地一	理事
平成二十一年六月二十七	邊見勝巳	東松島市大塩字前峯三五番地	理事
平成二十一年六月二十七	佐々木壽男	東松島市小松字明神下二七七番地	理事
平成二十一年六月二十七	五野井嘉男	東松島市大曲字塚堀百八十一番地	理事
平成二十一年六月二十七	鈴木強	東松島市小松字上一間堀百五十五番地	理事
平成二十一年六月二十七	渋谷和夫	石巻市北村字十工区二十番地	理事
平成二十一年六月二十七	齋藤泰一	石巻市広淵字新田二十一番地	理事
平成二十一年六月二十七	内海功	石巻市広淵字新泉沢三百十六番地	理事
平成二十一年六月二十七	大森康隆	石巻市須江字糠塚前二十四番地	理事
平成二十一年六月二十七	及川圭司	石巻市前谷地字山崎山九十九番地二	理事
平成二十一年六月二十七	佐藤勝也	石巻市和淵字一本柳二十五番地一	理事
平成二十一年六月二十七	門間一男	石巻市前谷地字八工区北五十六番地	理事
平成二十一年六月二十七	伊藤健夫	石巻市鹿又字新田町浦五番地	理事
平成二十一年六月二十七	笹野惠一郎	石巻市鹿又字梅木屋敷百四十一番地	理事

平成二十一年六月二十七	佐藤榮一	石巻市前谷地字大和田前三番地一	監事
平成二十一年六月二十七	佐々木和夫	石巻市鹿又字町浦八番地	監事

○宮城県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年七月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東野真人

退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十一年六月二十九	五野井嘉男	東松島市大曲字塚堀百八十一番地	理事

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十一年七月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 公聴会の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十一年八月一日（土）	午前十時から	大崎市古川七日町一番一号 大崎市役所本庁舎

二 件名

古川都市計画、岩出山都市計画、鳴子都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）

は、大崎市、加美町、美里町若しくは涌谷町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下、「公述申出書」という。）により、知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十一年七月二十七日（月）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鳴子都市計画区域、鹿島台都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域を合同し、名称を大崎広域都市計画区域に変更する。

2 大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(三) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二二・三三三三・三三三四）又は大崎市都市計画課（電話〇二二九・二二三・二二二一）に行ってください。

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十一年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十一年八月一日（土）	午後二時から	大郷町粕川字西長崎五・八 大郷町役場

二 件名

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下、「公述申出者」という。）は、大郷町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下、「公述申出書」という。）により、知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十一年七月二十七日（月）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 3 主要な都市計画の決定の方針
 - (一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四）又は大郷町企画財政課（電話〇二二・三五九・五五三七）に行うこと。

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十一年七月十七日

- 一 公聴会の日時及び場所
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
平成二十一年八月八日（土）午前十時から	栗原市築館伊豆二丁目六番一号 栗原市築館総合支所

- 二 件名
 - 築館都市計画、栗駒都市計画、若柳都市計画及び鶯沢都市計画の変更（素案）について
- 三 公述申出者の資格
 - 公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、栗原市の住民又は利害関係人とする。
- 四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十一年八月三日（月）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

- 3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。
- 4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。
- なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 築館都市計画区域、栗駒都市計画区域及び若柳都市計画区域を合同し、名称を栗原都市計画区域に変更する。

2 栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定し、次の事項を定める。

- (一) 都市計画の目標
- (二) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- (三) 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 3 鶯沢都市計画区域及び同区域の整備、開発及び保全の方針を廃止する。
- 六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四）又は栗原市都市計画課（電話〇二二・二二一・二二二二）に行うこと。

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十一年七月十七日

- 一 公聴会の日時及び場所
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所

平成二十一年八月八日(土)午後二時から
登米市中田町上沼字西桜場一八番地
登米市中田総合支所

二 件名

迫都市計画、東和都市計画、登米都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という)は、登米市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十一年八月三日(月)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域を合同し、名称を登米都市計画区域に変更する。

2 登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(三) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四)又は登米市都市計画課(電話〇二二〇・三四・二四四六)に行うこと。

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年七月十七日

平成二十一年七月十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市芦畔町百三番三、百三番八及び百三十四番一の各一部(第二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市芦畔市三番十二・六
小野幸一

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年七月十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
角田市角田字大町三十五番一、三十五番二、三十五番三、三十五番四、三十五番五、三十五番六、三十五番七、三十五番八、三十五番九、三十五番十、三十五番十一及び三十五番十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
福島県相馬市中村字宇多川町十七番地
株式会社キクチ

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年七月十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

黒川郡富谷町明石台二丁目三十番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市泉区中央三丁目八番地の一
大和ハウス工業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 三組

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県登米高等学校、宮城県伊具高等学校、宮城県石巻工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定するいずれにも該当しない者であること。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理体制が整備されていること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十一年八月十三日(木)までに3の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十一年八月六日(木)午後五時十五分までに提出すること。

三 入札書の作成及び提出場所等

1 入札書の作成 入札書は納入しようとする設置場所ごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(担当 後藤 博史 電話〇二二・二二一・三六三三)

3 入札説明書及び仕様書等の交付期限 平成二十一年八月六日(木)午後五時十五分まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年八月五日(水)午後五時十五分まで2あて必着のこと。

4 入札書の提出期限 郵送による場合は、平成二十一年八月二十六日(水)午後五時十五分まで。入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2あて必着の到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 宮城県登米高等学校納入分 平成二十一年八月二十七日(木)午前十時 宮城県庁行政庁舎十二階二〇四会議室

(二) 宮城県伊具高等学校納入分 平成二十一年八月二十七日(木)午前十時三十分 宮城県庁行

政庁舎十二階 二〇四会議室

(三) 宮城県石巻工業高等学校納入分 平成二十一年八月二十七日(木) 午前十一時 宮城県庁行
政庁舎十二階 二〇四会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Services to be Procured : Lease of electronic computer systems for educational use in Miyagi Prefectural High Schools - 3 sets

2 Duration of Contract : October 1, 2009 to September 30, 2014

3 Location : (1) Tome High School, Tome City, Miyagi Prefecture

(2) Igu High School, Marumori Town, Miyagi Prefecture

(3) Ishinomaki Technical High School, Ishinomaki City, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : August 26, 2009, 5 : 15 p.m.

5 Contact Person : Hirobumi Goto, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN. Tel.: 022-211-3623

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十一年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピューター機器賃貸 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県志津川高等学校、宮城県亘理高等学校以上二校

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づいて更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合には、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定するいずれにも該当しない者であること。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理体制が整備されていること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十一年八月十三日（木）までに三の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年八月六日（木）午後五時十五分までに提出すること。

三 入札書の作成及び提出場所等

1 入札書の作成 入札書は納入しようとする設置場所ごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（担当 後藤 博史 電話〇二二・二二一・三六三三）

3 入札説明書及び仕様書等の交付期限 平成二十一年八月六日（木）午後五時十五分まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年八月五日（水）午後五時十五分までとめて必着のこと。

4 入札書の提出期限 郵送による場合は、平成二十一年八月二十六日（水）午後五時十五分まで、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にてとめて必着のこと。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとめて提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所 平成二十一年八月二十七日（木）午前十一時三十分
宮城県庁行政庁舎十二階二〇四会議室

四 入札に参加することができる者

1 一に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一元未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Services to be Procured : Lease of computers for education use in Miyagi Prefectural High Schools - 1 set

2 Duration of Contract : October 1, 2009 to September 30, 2014

3 Location : (1) Shidugawa High School, Minamisannriku Town, Miyagi Prefecture
(2) Watarai High School, Watarai Town, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : August 26, 2009, 5 : 15 p.m.

5 Contact Person : Hirobumi Goto, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN, Tel.: 022-211-3623